

院外処方せんへの切り替えについて

当院は、医療保険改定に伴い令和6年6月3日(月)より「院外処方」に変わります。外来患者さんのお薬は、今まで病院内の薬局窓口でお渡ししておりましたが令和6年6月3日より、院外の保険薬局でお薬を受け取っていただくことになりました。

Q.『院外処方せん』とは、どんなものですか？

A. 医師が、治療に必要なお薬の名前や量、使い方などを書いたものを、処方せんと言います。院外処方せんは 病院の薬局ではなく、保険薬局に持って行き、お薬をもらう処方せんの事です。

Q.なぜ院外処方にするのですか？

A.国が「医薬分業」の方針を掲げ、「かかりつけ薬局」を推進しているためです。これにより当院の薬剤師は入院患者さまの服薬指導、治療薬剤の説明、注射薬の調合などに専念し、より質の高い医療を提供できるよう取り組んでまいります。また、外来患者さまは、いつも同じ保険薬局を選ぶことで、「かかりつけ薬局」として他の病院で処方されたお薬との飲み合わせのチェックや服薬指導を受けることができます。またご自宅や職場の近くなど利用しやすい保険薬局を自由に選択し、ご都合に合わせてお薬を受け取ることができます。

Q.薬局ならどこでもいいですか？

A.保険薬局によっては、取り扱っていないお薬もありますので事前に確認してください。薬局で薬を取り寄せてもらうことも可能です。

Q.お薬はいつまでもらえばよいですか？

A.院外処方せん発行日を含めて4日以内(土曜・日曜・祝祭日含む)なら調剤してもらうことができます。4日を過ぎると、院外処方せんの再発行が必要となります。再発行は患者さんの自己負担となりますので、お気を付けください。

Q.お薬だけがほしい場合は薬局に行くだけで薬はもらえますか？

A.いいえそれはできません。薬剤師は医者診断に基づいた結果、症状に応じて出された処方せんに基づき調剤しますので、その都度、病院を受診する必要があります。

Q.支払いはどうなりますか？

A.病院では診察料、検査料、処方せん料などお薬代以外をお支払いいただき、お薬代は処方せんを持参した薬局で別にお支払いいただくこととなります。

Q.今までもらっていた薬と同じ薬がもらえますか？

A.処方せんは当病院の医師が書きます。保険薬局では処方せん通り調剤しますので、今までと同じ薬がもらえます。またジェネリック医薬品の使用で医薬品の値段が下げられます。

Q.処方せんは代理の者が持って行っても調剤できますか？

A.処方せんがあれば、ご本人でなくてもかまいません。患者さんは家でお休みになり、ご家族の方が処方せんをお持ちになっても、調剤が受けられます。

Q.院外処方せんを紛失したら、どうしたらよいですか？

A.院外処方せんの再発行の手続きが、必要となります。この場合、自己負担となります。

Q.自立支援での保険薬局の追加について？

A.自立支援医療をご利用の方は役所で薬局を追加する手続きが必要です。手続きをしていなかったり、申請した薬局以外で薬をもらおうと自立支援医療が適用されませんので注意が必要です。